

食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会開催要領

第1 趣旨

容器包装入りの食品については、平成27年4月1日に食品表示法（平成25年法律第70号）が施行され、表示内容の量・質ともにこれまで以上に充実した食品表示制度が始まったところであるが、購入時に食品自体が遠隔地にある場合、消費者は当該食品を手にとって、その表示を確認することができない。

しかし、食品表示法は、その目的である食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現するための施策として食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を定めて食品関連事業者等に表示義務を課しているため、その趣旨を踏まえれば、食品に表示されている情報が購入時に消費者に提供されることが望ましい。このような、購入時に食品自体が遠隔地にある業態の中で、インターネット販売は、近年急成長してきた業態であり、今後も成長が見込まれる。

そこで、これらを踏まえ、インターネット販売における情報提供の促進を図っていく観点から、消費者庁において「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催し、消費者に必要な情報の内容及びその提供方法並びに事業者にとって実行可能性のある情報提供の促進のための方策について、幅広く検討することとする。

第2 検討項目

インターネット販売に係る情報に関する次の事項

- (1) 必要な情報の内容
- (2) 必要な情報提供の方法
- (3) 情報提供の促進のための方策
- (4) その他

第3 スケジュール及び進め方

インターネットを通じて食品を販売している事業者から情報提供に係る取組状況や課題等を聴取するとともに、インターネットを通じて食品を購入している消費者から、よりインターネット販売を活用するために必要な情報の内容を聴取し、消費者に必要な情報の内容及びその提供方法並びに事業者にとって実行可能性のある、食品のインターネット販売における情報提供の促進のための方策について検討を進め、平成28年秋頃を目途に取りまとめを行う。

第4 委員等

- (1) 懇談会は、別紙の者で組織する。
- (2) 懇談会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、懇談会を統括する。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第5 運営

- (1) 懇談会の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 懇談会は原則として公開にて行う。
- (4) 懇談会の資料は、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにより公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (5) 懇談会の議事録については、各回終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイト等により公表する。
- (6) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(別紙)

食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会 委員名簿

かたおか やすこ 片岡 康子	一般社団法人新経済連盟事務局
きし かつき 岸 克樹	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
こやなぎ あきら 小柳 輝	アジアインターネット日本連盟
さいとう たけし 斉藤 剛	株式会社高島屋 クロスメディア事業部 総務部 部長
さこ かずこ 迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
ささがわ ひろこ 笹川 博子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
さわき さえこ 澤木 佐重子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 食の研究会 代表
たけいし とおる 武石 徹	一般財団法人食品産業センター 企画調査部 部長
たけうち としえ 竹内 淑恵	法政大学経営学部 教授
まつおか まりの 松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会 理事長
まるやま まさひろ 丸山 正博	明治学院大学経済学部 教授
もりた まき 森田 満樹	消費生活コンサルタント
ゆかわ ごういちろう 湯川 剛一郎	東京海洋大学先端科学技術研究センター 教授

(◎座長、五十音順、敬称略)